

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課において縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本結婚教育カウンセラー協会

三 代表者の氏名

棚橋 美枝子

四 主たる事務所の所在地

大和郡山市高田町一〇二―七 センチュリアスカIX三〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、一般社会に対して、「結婚教育」の普及を通し、「夫婦関係が社会の基礎である重要性」の認知を深める講座の開講や、結婚事業、教育関係、保健事業に携わる人々への研修など、それに付随する事業を行い、更に結婚教育アドバイザーやカウンセラーの人材育成を通し、円満な家庭建設力、離婚率の減少、青少年の育成、父子家庭や母子家庭の生活保護世帯の減少、シルバー世代の社会参画など社会の向上に寄与することを目的とする。